

実績評価書

平成20年8月

評価の対象となる施策目標	医療従事者の資質の向上を図ること
--------------	------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	2	必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること
施策目標	2-2	医療従事者の資質の向上を図ること
個別目標1		医師、歯科医師の臨床研修を推進すること
		(主な事務事業) ・臨床研修病院の指定等 ・臨床研修等指導医養成講習会の実施
個別目標2		医療従事者等に対する研修を充実すること
		(主な事務事業) ・医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施 ・看護職員に対する研修会等の実施 ・薬剤師研修等の実施

施策の概要（目的・根拠法令等）

1 目的等

医療の質と安全を確保するためには、医師をはじめとした医療従事者の資質の向上を図ることが重要な課題である。そのため、医師等医療従事者としての資質の向上を図ることを目的として、医師及び歯科医師については臨床研修を必修化するとともに、各種医療従事者に対する各種研修会等を実施している。

2 根拠法令等

○医師法（昭和23年法律第201号）等

主管部局・課室	医政局医事課
関係部局・課室	医政局歯科保健課、看護課、医薬食品局総務課

2. 現状分析

以前の臨床研修では研修科目が不明確であり専門医志向のストレートな研修が中心となっていたことに加え、研修生の身分が不安定という問題点があった。そこで安心・信頼してかけられる医療を確保する観点から、医療従事者の資質の向上は重要であり、医師及び歯科医師について医師免許取得後の臨床研修を必修化した。臨床研修では基本的な診療能力を修得し、医師及び歯科医師としての資質の向上を図っており、毎年およそ7,500名の医師及びおよそ2,300名の歯科医師が臨床研修を新たに受けている。看護師をはじめとする医療従事者についても、卒後も様々な研修の機会等を通じ、資質の向上が行われており、職能団体等においても認定看護師・専門看護師研修及び認定等の取組をはじめ、資質の向上に向けた各般の取組が行われている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 研修医の臨床研修目標達成度(単位:%) (前年度以上/毎年度)	—	—	—	64.4 【—】	62.6 【97.2%】
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 ・ なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成15～17年は未把握。 					
施策目標の評価 【有効性の観点】 診療に従事しようとする医師を対象に、幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることを目指すプログラムによる臨床研修が着実に実施されており、施策目標の達成に向け有効性が高いものと考えられる。					
【効率性の観点】 臨床研修については、診療に従事しようとする医師を対象として、基本的な診療能力の修得を目的として必修化されたものであり、必修化に当たり基本的な考えとしている医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケア(初期診療)の基本的な診療能力を修得するためにアルバイトせずに研修に専念できる環境が整備された全国の厚生労働省大臣指定の臨床研修指定病院において当該研修を実施しており、施策目標の達成に関し、効率的な取組であると考えられる。					
【総合的な評価】 臨床研修においては、医師が、適切な指導体制の下で、医師としての人格を涵養し、プライマリ・ケアを中心に幅広く医師として必要な診療能力を身に付けることが目指されており、国としても臨床研修の指導体制の充実のための支援等を行っているところであり、多くの研修医が臨床研修の到達目標が達成できたと自己評価しているところである。 臨床研修のほか医療従事者に対する各種研修の着実な実施や、行政処分を受けた医師・歯科医師・看護師・薬剤師に対して再教育研修を義務付けるなどの取組も行っているところであり、医療従事者の資質の向上について着実に取り組まれていると考えられる。					

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 医師、歯科医師の臨床研修を推進すること					
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 研修医の臨床研修目標達成度(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	—	—	—	64.4 【—】	62.6 【97.2%】
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、厚生労働科学研究費補助金研究「新医師臨床研修制度の評価に関する調査研究」班において実施した臨床研修医に対する調査において、臨床研修の到達目標が「十分達成された」及び「ほぼ達成された」と回答した研修2年次生の割合。 ・ なお、平成18年度より開始した調査であるため、平成15～17年は未把握。 					

個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）	
診療に従事しようとする医師に臨床研修を必修化するとともに、臨床研修の指導体制の充実のための支援等を行うことにより、多くの研修医が臨床研修の到達目標に達成したものと自己評価しており、個別目標の達成に向けて着実に取り組まれていると評価できる。	
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	臨床研修病院の指定等
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）
概要：医師法第16条の2に規定している臨床研修病院の指定を行うもの。	
事務事業名	臨床研修等指導医養成講習会の実施
平成19年度 予算額	55百万円（定額） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（公私立大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院）
概要：臨床研修費等補助金（医師）のうち医師不足対策経費として、医師不足地域の臨床研修病院において開催される指導医の資質を向上させるための講習会の開催経費を補助するもの。	

個別目標2						
医療従事者等に対する研修を充実させること。						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 （達成水準／達成時期） ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準）						
	H15	H16	H17	H18	H19	
1	看護職員等に対する研修会等の修了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	20,592 【118%】	20,368 【98.9%】	18,428 【90.4%】	19,822 【108%】	集計中 【 %】
2	診療放射線技師実習指導者に対する講習会修了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	147 【188%】	179 【121.8%】	157 【87.7%】	154 【98.1%】	135 【87.7%】
3	臨床検査技師実習指導者に対する講習会修了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	101 【86%】	90 【89.1%】	108 【120.0%】	104 【96.2%】	120 【115.4%】
4	視能訓練士実習指導者に対する講習会修了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	72 【89%】	64 【88.9%】	73 【114.1%】	71 【97.3%】	72 【101.4%】
5	歯科技工士実習指導者に対する講習会修了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	20 【76%】	19 【95.0%】	20 【105.3%】	21 【105.0%】	19 【90.5%】
6	理学療法士・作業療法士養成所の教員等に対する講習会修了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	127 【101%】	130 【102.3%】	128 【98.5%】	130 【101.6%】	129 【99.2%】
7	薬剤師実務研修終了者数（単位：人）（前年度以上／毎年度）	71 【101%】	52 【73.2%】	83 【159.6%】	56 【67.5%】	— 【—%】

<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1は、医政局看護課調べによる。なお、平成19年度の「看護職員等に対する研修会等の修了者数(人)」は、現在集計中であり、平成20年9月には確定値等公表予定。 ・ 指標1の「看護職員に対する研修会等の修了者数」の一部は延べ人数。 ・ 指標1の「看護職員に対する研修会等の修了者数」の研修会等については、年度により事業が異なるものがある。 ・ 指標2から6は医政局医事課調べによる。 ・ 指標7は、(財)日本薬剤師研修センターの調べによる。薬剤師実務研修がH18年度で終了したため、H19年度の数値は集計不可。なお、H19年度より6年制新カリキュラムを反映させた4年制卒薬剤師研修(新カリキュラム対応研修)を開始している。(自己研修:244名、講義研修:1,196名、実務研修:7名) 	
<p>個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)</p> <p>医療従事者に対する研修の修了者数については毎年同程度の水準を維持しており、医療従事者に対する研修は着実に実施され、医療従事者の資質の向上が図られていると考えられる。このことから、個別目標の達成に向けて着実に事業が取り組まれているものと評価できる。</p>	
<p>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</p>	
事務事業名	医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施
平成19年度 予算額	3百万円(補助割合:定額) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他()
<p>概要:診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士及び歯科技工士の養成カリキュラムにおける実習を効果的に行うため、実習施設の実習指導者を対象とした実習指導者講習会を実施するもの。理学療法士・作業療法士養成所の教員や実習施設の実習指導者を対象とした教員等講習会を実施するもの。</p>	
事務事業名	看護職員に対する研修会等の実施
平成19年度 予算額	769百万円(定額) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県 、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他 (医療機関)
<p>概要:以下の事業等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員の教育指導者等の育成を図るもの。 ・ がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図るもの。 ・ 特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いた、水準の高い看護を実践できる専門性の高い看護師の育成を促進するもの。 	
事務事業名	4年制卒薬剤師研修(新カリキュラム対応研修)
平成19年度 予算額	76百万円(定額) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他()
<p>概要:学教育6年制の導入を踏まえ、4年制卒薬剤師の資質向上のための新たな研修事業として、4年制課程では履修していない医療薬学分野、実務実習分野を中心とした研修を実施する。(財団法人日本薬剤師研修センターが実施)</p>	

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率
指標 1 目標達成率 97.2%
2 評価結果の政策への反映の方向性
i 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） ii 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 <input checked="" type="checkbox"/> (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 iii 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） (理由) 臨床研修をはじめ、医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。臨床研修をはじめ医療従事者の資質の向上が順調に実施されているところであり、施策目標の達成に向け、今後も施策の継続が必要である。 平成19年度事業については、各病院プログラムの関係上、研修医がへき地での研修を行う機会が予定を下回った点において施策の取り組みが進んでいなかった。平成20年現在、各地の地方厚生局が臨床研修病院に対する指導を行うなど施策を着実に実施している最中である。平成21年度予算においては、本年6月に厚生労働省において取りまとめた「安心と希望の医療確保ビジョン」を踏まえ、幅広い施策を実施していくことを検討中である。
3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）
(施策目標に係る指標) i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (個別目標に係る指標) <input checked="" type="checkbox"/> i 指標の変更を検討 ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討 (理由) 薬剤師実務研修がH18年度で終了したため、次回以降は、6年制新カリキュラムを反映させた4年制卒薬剤師研修（新カリキュラム対応研修）への指標の見直しを検討する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等） なし。 ②各種政府決定との関係及び遵守状況 なし。 ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。 ④会計検査院による指摘 なし。 ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 「医道審議会医師分科会医師臨床研修部会」（平成19年12月） ※カッコ内は、報告書がとりまとめられた時期。
--

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。

(I - 2 - 2)